

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

袋井市長 大場規之

市町村名 (市町村コード)	袋井市 (22216)
地域名 (地域内農業集落名)	笠原地区 (五十岡、西区、上区、東区、下区、南区、三沢、三輪、柏木)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年8月4日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

小笠山丘陵地に広がる茶園と、地域南部の水田など優良な農地を有する笠原地区は茶栽培の歴史も古く、今から約 600 年以上前の南北朝時代に書かれた『師守記』には、現在の袋井市笠原地区・浅羽地区周辺の産地から京都にお茶を送っていたという記述が残されており、書物に残された最も古いお茶の記録とされている。

現在、認定農業者等40経営体が、水稻、茶、みかん等の営農を行っているが、「農業者の高齢化」「若い世代の従事者不足」が課題となっている。特に厳しい茶況が続くことから、農業収益の向上や茶園の耕作放棄地対策、さらには集落内の狭小農地の利活用などについて検討が必要である。

【アンケート結果(回答数172件)】

①70歳以上84人(50%)、②後継者がいない耕作者60人(71%)、③10年後、農業をやめる31人(50%)

(2) 地域における農業の将来の在り方

本地区の弁財天川、三沢川に広がる農地では、水稻やレタス等が栽培されている。

・水田は、ほ場整備が完了しており、小麦や大豆、WCS用稲、飼料用米、加工用米等の転作作物の導入による農地の高度利用化を図っていることから、今後も優良農地の保全に努めるとともに担い手への農地の集積・集約化や水田の高度利用を推進する。

・温室メロン等の施設園芸の振興のため、用途の混在を避けつつ、農業用施設用地としての利用を推進する。

・丘陵地帯の樹園地は、茶園やみかん園として利用されている。機械化への対応等、茶園の条件整備を進め、今後も樹園地としての利用を推進するほか、オリーブ等作物転換についても研究を行う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	460 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	361 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

・農業振興地域内の農用地区域を、農業上の利用が行われる区域とする。

・以下の農地における営農型太陽光発電事業の実施について、協議の場(令和7年8月4日開催)において、地域計画の区域内の農地の効率的かつ総合的な利用に支障がないことを確認した。

袋井市大字岡崎字大鳥坂下4729番 1,527㎡ 袋井市大字岡崎字大鳥坂下4730番 4,588㎡

袋井市大字岡崎字大鳥坂下4731番 1,309㎡ 袋井市大字山崎字三沢5914番4 2,437㎡

袋井市大字山崎字三沢5914番53 4,446㎡ 袋井市大字山崎字三沢5914番54 4,678㎡

袋井市大字山崎字三沢5914番55 4,659㎡

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・将来の集約・集積に向け、耕作状況を記入した地図を活用して検討を行うとともに、新たな情報を書き入れ情報の更新を図っていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・経営農地の集約化を目指すため、農地の貸し借りについては基本的に農地中間管理機構の活用を検討する。また、農業者の負担軽減を図るため、利用権から機構への切り替えを検討する。
(3)基盤整備事業への取組方針
農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を推進するため、水田の大区画化や茶園の農道整備等の基盤整備を検討する。 本地区は、小笠山丘陵地を開発した茶園地帯と弁財天川、大須賀新川流域の水田に大別される。 ・水田は、ほ場整備事業等により基盤整備が完了している。経営体育成基盤整備事業等により整備した水田の汎用化を図るとともに担い手への農地の集積・集約化を進め、生産性の高い農業を推進する。 ・丘陵地帯の樹園地は、荒廃農地化を防止するため、人・農地プラン(地域計画)による継続的な地域での話し合いや農地中間管理事業等により担い手への集積・集約化を進めるとともに、必要に応じて基盤整備も実施するなど、茶園等による効率的な活用に努める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市町村及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
効率化が期待できる作業については委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☒ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

①有害鳥獣対策については、地元猟友会を中心に駆除を進めるとともに、市補助制度を活用し電気柵の設置など防除に努める。

⑨米、茶に加え、みかんや収益性の高いイチゴなど、多品種の生産を推進する。